

# 収 支 報 告 書

令和 2 年分  
(令和 年 月 日開催分)

- 1 政治団体の名称 (ふりがな) あたらしいひかり  
新しい光
- 2 主たる事務所の所在地 福井市宝永3-15-16
- 3 代表者の氏名 山浦 光一郎
- 4 会計責任者の氏名 山浦 光一郎



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政党
<input type="checkbox"/>	政党の支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/>	同一の都道府県の区域内

- (ふりがな)  
事務担当者の氏名 山浦 光一郎
- 連絡先の電話番号 (0776) 43-9781

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有
<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公職の種類 _____

政治団体コード	年分	報告年月日
.....	令和	令和

資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	
収 入 総 額				0
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支 出 総 額				0
翌年への繰越額				0

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費または会費

	十億	百万	千	
金 額				0
員 数				0

### (2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千		
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	
合 計 (ア + イ)				0	

( その17 )

## 資 産 等 の 状 況

### 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地		✓	
イ 建 物		✓	
ウ 建物の所有を目的とする地上権または土地の賃借権		✓	
エ 取得の価額が100万円を超える動産		✓	
オ 預金(普通預金および当座預金を除く。)または貯金(普通貯金を除く。)		✓	
カ 金 銭 信 託		✓	
キ 有 価 証 券		✓	
ク 出 資 に よ る 権 利		✓	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		✓	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		✓	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		✓	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		✓	

# 宣 誓 書

( その 20 )

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党および政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

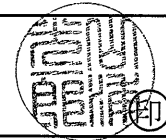
令和 3 年 3 月 31 日

政治団体の名称 新しい光

会計責任者の氏名 山浦 光一郎

(代表者の氏名は、解散する年の収支報告書にのみ記載すること)

代表者の氏名



- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。  
2 「代表者の氏名」欄は、当該政治団体が解散する場合のみ使用する欄であること。なお、解散に伴う収支報告書を提出する場合、「代表者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。